



Vol.37

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★長時間労働の削減について

1 はじめに

今月5日に、時間外労働の上限規制等について、労働政策審議会から塩崎厚生労働大臣に対し、建議がなされました。今後は秋の臨時国会への法案提出に向けて準備が進められるようです。法律が制定、施行されれば企業の労働時間管理に大きな影響を与えることになると思いますので、しばらくの間ニュースレターでは長時間労働の問題についてとりあげたいと思います。

2 建議の内容

既にご存じの方も多いと思いますが、念のため「時間外の上限規制」についての建議の内容を見てみたいと思います。概要は以下の通りです。

(1) 現行の時間外限度基準告示を法律に格上げする。

(2) 法定労働時間を超える時間外労働の上限を月45時間、かつ、年360時間とする。

(3) 上限に対する違反には以下の特例の場合を除き罰則を課す。

(4) 1年単位の変形労働時間制では月42時間、かつ、年320時間とする。

(5) 特例として、臨時的な特別の事情がある場合には、労使協定によりこれらを上回ることができる(今の特別条項に当たるものです)。その場合でも年720時間が上限。

(6) 一時的に事務量が増加する場合について、以下の上限を設ける(下記①②

は、1年という長期間の上限だけでなく、短い期間の上限も設けるべきという趣旨です。いわゆる過労死の基準と同じになります)。

① 休日労働を含み、2か月ないし6か月平均で80時間以内

② 休日労働を含み、単月で100時間未満

③ 原則である月45時間の時間外労働を上回る回数は年6回まで(今の特別条項と同じ)

(7) 上記の月45時間の上限は、「法定労働時間を超える時間外労働の上限」であり、休日労働を含んでいないことから、①②は特例以外の月にも適用される(つまり、特例以外の月については、法定時間外労働月45時間という上限のほか、法定時間外労働と休日労働を含んで①②の上限の規制を受けるということになります)。

(8) 現行の時間外限度告示基準では、自動車運転業務、建設事業等は適用除外となっているが、自動車運転業務と建設事業については適用除外とせず、一定の猶予期間の後に一般よりも緩やかな上限規制を設け、将来的には一般と同じ上限の適用を目指す。

他にも勤務間インターバル等についても触れられていますので、関心がある方はネット等でご覧いただければと思います。

3 上限規制を設けることになった背景

このような上限規制を設けることになったのは、何故でしょうか？これまでも日本人の労働時間は長すぎると言われてきており、何とかこれを短くしようという努力がなされてきましたが、法律で、しかも罰則付きで規制されていませんでした。

しかし、日本では少子高齢化が進み、労働人口が少なくなっていく中で、全ての国民が働ける、活躍できる社会を創ろうということになりました。「ニッポン一億総活躍プラン」です。長時間労働が前提になっていると、子育て中の人は仕事と子育てを両立させるのが困難ですし、長時間労働は、女性のキャリア形成や、男性の家庭参画を阻んでいると考えられました。このような中で厚生労働省に「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」が設けられ、時間外労働の規制について検討が行われることになりました。折しも、某大手広告代理店の自殺案件について労災が認定されたこともあり、過労死をなくすためにも長時間労働を規制することが必要だということが盛り込まれました。

4 長時間労働の原因

現時点でも企業は長時間労働の削減のため努力をしていることと思いますが、法律で規制されることになった場合は、努力だけでなく遵守しなければなりません。長時間労働の削減のためには長時間労働の原因を探求することが重要ですので、検討会であげられた長時間労働の原因を見てみたいと思います。

検討会では、長時間労働の原因として、

労使の意識の問題、雇用システムの問題（長時間労働が組み込まれている、労働時間が雇用調整のバッファとなっている）、人事制度の問題（効率性が評価の対象となっていない、人材育成に時間をかけすぎ）、下請構造の問題、マネジメントの問題（マネジメント層から意識を変えなければならない、仕事の割り振りを考える必要あり、担当業務の範囲があいまい）、過剰品質の問題（誰も読まない議事録の作成、過度に凝った資料の作成等）、顧客対応の問題（翌日配送、24時間対応）、労使協定の労働者代表の問題（ウォッチが効かない）、法律知識の不足の問題、市場の失敗などがあげられています。

興味深かったのは、QBハウスの教育についての発言です。「基本的に余りOJTをしないで、ちゃんと訓練校を持って、そこで短期間に育てて、それで現場に出していくというのをやっているのです。だから、あそこは比較的労働時間はきちっと回っているはずです。」

また「市場の失敗」という言葉も「なるほど」と思いました。「個々人の合理的な行動をそのまま良しとしていると、必ずしもマクロレベルでは良い結果とならない場合がある。これを経済学では『市場の失敗』と言うのですが、そうした失敗が起こっている場合には規制を掛けたほうがいだろうというのが経済学者の一般的な考え方です。」例として環境問題があげられており、皆エコは大事と考えていたとしても、利益優先とか、他企業との競争といった理由で自主規制は難しいので排出権の数量規制が必要になるといった話です。長時間労働の上限規制も同じように考えられるということです。